## 特定口座取引約款

#### (約款の趣旨)

- **第1条** この約款は、お客さま(個人のお客さまに限ります。)が特定口座を利用するに際し、次に掲げる事項を明確にすることを目的とします。
  - ① 租税特別措置法第37条の11の3第1項の規定により、お客さまが同条第1項に規定する特定口座内保管上場株式等の譲渡に係る所得計算等の特例を受けるために当行において開設する特定口座における上場株式等の振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託(以下「保管の委託等」といいます。)について、同条第3項第2号に規定される要件及び当行との権利義務関係
  - ② 租税特別措置法第37条の11の6第1項に規定する源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算および源泉徴収等の特例を受けるために、当行において設定する特定口座(源泉徴収選択口座に限ります。)における上場株式等の配当等の受領について、同条第4項第1号に規定される要件及び当行との権利義務関係

# (特定口座開設届出書等の提出)

- **第2条** お客さまが特定口座の設定を申込むにあたっては、あらかじめ、当行に対し、当行所定の特定口座開設届出書をご提出ください。なお、特定口座は、当行にお客さま1人につき1口座のみ開設することができます。
- 2 お客さまが特定口座内保管上場株式等の譲渡による所得について源泉徴収を選択される場合には、あらかじめ、当行に対し、特定口座源泉徴収選択届出書を提出してください。 なお、当該特定口座源泉徴収選択届出書が提出された年の翌年以後の特定口座内保管上場株式等の譲渡については、お客さまからその年最初の譲渡の時までに、源泉徴収を選択しない旨の申出がない限り、当該特定口座源泉徴収選択届出書の提出があったものとみなします。
- 3 お客さまが当行に対して源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書を提出しており、その年に交付を受けた上場株式等の配当等を特定上場株式配当等勘定において受領している場合には、その年最初に当該上場株式等の配当等の支払が確定した日(以下「支払確定日」といいます。)以後、お客さまは、当該年に特定口座内保管上場株式等の譲渡による所得について、源泉徴収を選択しない旨の申出を行うことはできません。

#### (源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書の提出)

- 第3条 お客さまが源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算及び源泉徴収等の特例を受けるためには、 支払確定日前の当行が定める日までに、当行に対して「源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書」を 提出してください。
- 2 お客さまが源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算及び源泉徴収の特例等を受けることをやめる場合には、支払確定日前の当行が定める日までに、当行に対して「源泉徴収選択口座内配当等受入終了届出書」を提出してください。

# (特定保管勘定における保管の委託等)

第4条 特定口座に係る上場株式等の保管の委託等は、当該特定口座に保管の委託等がされる上場株式 等につき、当該保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定(以下「特 定保管勘定」といいます。)において行います。

# (特定上場株式配当等勘定における処理)

第5条 源泉徴収選択口座において交付を受ける上場株式等の配当等については、源泉徴収選択口座に設けられた特定上場株式配当等勘定(上場株式等の配当等に関する記録を他の上場株式等の配当等に関する記録と区分して行うための勘定)において処理します。

# (所得金額等の計算)

第6条 当行は、特定口座内保管上場株式等の譲渡及び源泉徴収選択口座内配当等に係る所得金額等の 計算を、租税特別措置法その他関係法令の定めに基づき行います。

# (特定口座に受入れる上場株式等の範囲等)

- 第7条 当行は、お客さまの特定保管勘定においては、当行が取り扱う上場有価証券等のうち、次の上場 株式等に該当するもののみを受入れます。
  - ① 特定口座開設届出書の提出後に、当行で募集・購入のお申込をされて取得した上場株式等で、その 取得後直ちに特定口座に受入れるもの
  - ② 相続(限定承認に係るものを除きます。以下同じです。)又は遺贈(包括遺贈のうち、限定承認に係るものを除きます。以下同じです。)により取得した当該相続に係る被相続人又は当該遺贈に係る包括遺贈者の当行に開設していた特定口座に引き続き保管の委託等がされている上場株式等で、所定の方法により当行の当該申込者の特定口座に移管することにより受入れる上場株式等
  - ③ 前各号のほか租税特別措置法第 37 条の 11 の 3 第 3 項第 2 号ハならびに関連政省令で定める上場 株式等
- 2 当行は第 1 項各号の上場株式等であっても特定保管勘定での保管の委託をお断りする場合があります。

### (源泉徴収選択口座で受領する上場株式配当等の範囲)

- 第8条 当行は、お客様の源泉徴収選択口座に設けられた特定上場株式配当等勘定においては、次に掲げる配当等に該当するもの(当該源泉徴収口座が開設されている当行の営業所に係る振替口座簿に記載もしくは記録がされ、又は当該営業所に保管の委託がされている上場株式等に係るものに限ります。)のみを受入れます。
  - ① 租税特別措置法第9条の2第1項に規定する国外株式の配当等で同条第2項の規定に基づき当行により所得税が徴収されるべきもの
  - ② 租税特別措置法第9条の3の2第1項に規定する上場株式等の配当等で同項の規定に基づき当行により所得税が徴収されるべきもの
- 2 当行が支払の取扱いをする前項の上場株式等の配当等のうち、当行が当該上場株式等の配当等をその 支払をする者から受け取った後直ちに投資家に交付するもののみを、その交付の際に当該源泉徴収選択 口座に設けられた上場株式配当等勘定に受入れます。

# (譲渡の方法)

第9条 特定保管勘定において保管の委託等がされている上場株式等の譲渡については、当行への売委託による方法、当行に対してする方法その他租税特別措置法第37条の11の3第3項第2号ハならびに関連政省令で定める方法のいずれかにより行います。

#### (源泉徴収)

第10条 当行は、お客さまが特定口座源泉徴収選択届出書を提出しているときは、租税特別措置法第37

条の11の4、地方税法第71条の51その他関係法令の規定に基づき、指定預金口座から普通預金・総合口座通帳、同払戻請求書または小切手によらず払い戻しのうえ、源泉徴収を行います。

# (特定口座内保管上場株式等の払出しに関する通知)

第11条 特定口座から上場株式等の全部又は一部の払出しがあった場合には、当行は申込者に対し、当該払出しをした当該上場株式等に関し、租税特別措置法施行令に定めるところにより計算した金額、租税特別措置法施行令に定めるところの取得の日及び当該取得日に係る数等を書面により通知いたします。

# (特定口座内保管上場株式等の移管)

第12条 当行は租税特別措置法第37条の11の3第3項第2号ロの規定による特定口座内保管上場株式等の移管について、租税特別措置法施行令の定めるところにより行います。

# (相続又は遺贈による特定口座への受入れ)

第13条 当行は、第7条 (特定口座に受入れる上場株式等の範囲) 第1項第2号に規定する上場株式等の受入れば、租税特別措置法施行令に定めるところにより行います。

# (年間取引報告書等の送付)

- 第14条 当行は、租税特別措置法第37条の11の3第7項に定めるところにより、特定口座年間取引報告書を、翌年1月31日までに、お客さまに交付します。
- 2 年の途中でこの契約の解約等により特定口座が廃止されたときは、当行は、その解約日の属する月の 翌月末日までに特定口座年間取引報告書をお客さまに交付します。
- 3 当行は、特定口座年間取引報告書 2 通を作成し、1 通をお客さまに交付し、1 通を税務署に提出します。
- 4 当行は、租税特別措置法第37条の11の3第8項に定めるところにより、その年中に上場株式等の譲渡等並びに上場株式等の配当等の受入れが行われなかった特定口座については、お客さまからの請求があった場合のみ特定口座年間取引報告書を送付します。

# (届出事項の変更)

第15条 特定口座開設届出書の提出後に、住所又は名称の変更があった場合は、直ちに当行所定の特定 口座異動届出書により、取扱店に届け出てください。

#### (特定口座の廃止)

- **第16条** 次の各号のいずれかに該当したときは、この契約は終了し特定口座は廃止されるものとします。
  - ① お客さまが、特定口座廃止届出書を提出したとき
  - ② 投資信託振替決済口座および公共債振替決済口座の全ての契約を解約したとき
  - ③ 特定口座開設者死亡届出書の提出があり、相続・遺贈の手続きが完了したとき
  - ④ お客さまが出国により居住者または国内に恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合で、租税特別措置法施行令第25条の10の5第1項に規定する特定口座廃止届の提出があったものとみなされたとき
  - ⑤ やむを得ない事由により、当行が解約を申し出たとき

#### (合意管轄)

**第 17 条** この取引に関して紛争の必要を生じた場合には、当行本店または取引店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

# (約款の変更)

**第18条** この約款は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要が生じたときに、民法第548条の4 の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨及び改定後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法により周知します。

以上